

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 かたくちいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

50,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県かたくちいわし漁業	50,000トンの内数

第2 うるめいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

46,000トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県うるめいわし漁業	46,000トンの内数

第3 まだい日本海西部・東シナ海系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

5,900トンの内数

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まだい漁業	5,900トンの内数